公園・緑地

取組方針

潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します

（１）現況と課題

公園には健康維持増進効果や子どもの健全な育成効果のほか、気温調整等の環境衛生効果、避難所や洪水調整等の防災機能を有しており、都市機能・都市環境に多くの効果をもたらします。

本市には、芸術の森公園や総合公園、北山公園、あたご天狗の森公園、運動公園など多種多様な公園が整備されています。市民１人当たりの都市公園面積はおよそ９.４㎡と、県平均(約９.２㎡)に比べてやや高い水準にあり、観光やスポーツなどを通したさまざまな交流の場として、また子どもたちが安心して遊べる身近な公園・緑地として、多くの市民や来訪者に親しまれています。

市ではこのような公園・緑地の保全を進めるため、公園整備とともに、花いっぱい運動や公共施設敷地内の緑化を推進しています。

市民が安心・安全に利用でき、安らぎとふれあいの場となる公園・緑地のさらなる充実を目指して、地域の特性に応じた計画的な整備が求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

公園・緑地の保全・創造に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 市民に身近な公園の整備に取り組みます。
② 公園の周辺環境整備等を通じて、既存公園の保全・活用を推進します。
③ 地区計画制度や緑地協定※等の制度を活用するなどして計画的な緑地の保全・整備に努めます。
④ 屋敷林や社寺林等の保全等、市街地の緑化を推進します。
⑤ 公共施設や沿道の緑化等を通じて、公共空間等の緑化を推進します。
⑥ 身近な公園や緑地の安心・安全な利用に向けた維持管理など、みどりのまちづくりを支える体制づくりに取り組みます。

（３）環境指標

公園・緑地の保全・創造に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状(H26 年度)	2020 年度(R2 年度)	2025 年度(R7 年度)	担当課
身近な公園や緑地の多さ、利用しやすさに対する満足度	%	41.0	↑	↑	環境保全課
市民と行政の協働による維持管理公園	箇所	5	8	10	管理課
市民１人当たりの公園面積	m^2/人	9.38	10.0	10.0	管理課

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①身近な公園の整備	
・ 市全体の公園配置計画を検討するとともに、市民が自然とふれあう憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場及び災害時の避難場所としての機能を持つ公園の整備を推進します。	都市計画課 スポーツ振興課
②既存公園の保全・活用	
・ 芸術の森公園、北山公園、佐白山、愛宕山周辺など、既存の観光資源について、駐車場やトイレなど附帯施設の整備を推進するなど、周辺環境の充実を図ります。	都市計画課 観光課 管理課
③計画的な緑地の保全・整備	
・ 山林や平地林、その他まとまった緑地等については、当該地区の位置づけや法規制等を考慮しながら適切な保全・活用を図ります。また、保存樹の指定を検討します。	都市計画課 生涯学習課 農政課
・ 地区計画制度や建築協定※、緑地協定等の制度を活用し、緑豊かな住宅地の景観形成を促進するとともに、新たな市街地形成等の社会情勢の動向に応じて、公園の整備計画や緑地保全、住宅地緑化などの指針となる緑の基本計画※の策定を検討します。	都市計画課 農政課
④市街地の緑化の推進	
・ 市民に潤いと安らぎを与える緑豊かなまちづくりを目指し、都市緑化祭を開催します。	管理課
⑤公共空間の緑化の推進	
・ 公共施設敷地内の緑化を推進します。	各施設担当課 資産経営課
・ 沿道の緑化及び維持管理を推進します。街路樹の植栽については地域住民の意見を取り入れます。	都市計画課 管理課
⑥みどりのまちづくりを支える体制づくり	
・ 身近な公園や緑地が安心・安全に利用できるよう維持していくため、笠間市都市公園グリーンパートナー制度※などを活用した地域の自主的な維持管理体制の構築を進めます。	管理課

（5）各主体に期待する役割・行動

公園・緑地の保全・創造に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 市が行う、公園づくりや緑化推進に関する地区の検討・指定に協力します。 ・ 社寺林や屋敷林、平地林、里山などの維持管理及び保全に参加・協力します。 ・ 都市緑化祭に参加・協力します。 ・ 公園の維持管理（美化、緑化活動）に参加・協力します。 ・ 街路樹などの植栽に関する検討に参加・協力するとともに、その維持管理（落ち葉の清掃や里親制度の参加等）に協力します。

▲笠間芸術の森公園

▲笠間市総合公園

▲鯉淵公園

▲佐白山麓公園

街 並 み

取組方針

自然と文化と調和した街並みを保全･形成します

（１）現況と課題

自然と歴史のなかで形づくられた個性ある市街地や、豊かで美しい自然・田園からなる空間を背景として、市では緑の街並みづくりの促進や、笠間芸術の森公園周辺において伝統工芸を活かした沿道景観を整備するなど、自然や文化と調和した街並み形成に取り組んでいます。

しかし一方で、放置された空家等が住空間の景観を損ねることが懸念されます。

美しい景観に配慮し、本市の特長である自然環境や文化と調和した地域の特性に応じた街並みを形成することが求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

自然・文化と調和した街並みの保全・形成に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 関連計画に基づいた適正な土地利用の規制・誘導を通じて、保全と開発の調和がとれた計画的な土地利用を推進します。
② 空家・空地の適正管理や市街地活性化等を通じて、快適な市街地・集落地を形成します。
③ 地域の特性に応じた自然環境と文化が調和した景観に配慮したまちづくりを推進します。
④ 本市の歴史・文化と調和する歴史的景観資源の保全と活用を推進します。

（３）環境指標

自然・文化と調和した街並みの保全・形成に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (H26 年度)	2020 年度 （R2 年度）	2025 年度 （R7 年度）	担当課
自然や文化と調和した街並みに対する満足度	%	28.0	↑	↑	環境保全課

▲笠間稲荷神社

▲街並みの風景

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①計画的な土地利用の推進	
・ 都市計画マスタープラン※や農業振興地域整備計画などの各個別計画に基づき、都市計画の総合的な推進、農地の有効活用など、保全と開発の調和のとれた計画的な土地利用を推進します。	都市計画課 農政課
・ 用途地域外で宅地化が進行している地区においては、特定用途制限地域などを適用し適正な土地利用規制・誘導を検討するとともに、地区計画制度等の導入検討により安全で快適な市街地や集落地の形成を図ります。	都市計画課
②快適な市街地・集落地の形成	
・ 自然環境や景観との調和を図りながら、地区特性に応じた良好な魅力ある市街地整備を推進します。	都市計画課
・ 市街地においては、市街地活性化の支援制度を活かし、関係団体と連携して新たな活性化事業を推進するとともに、空き店舗の利活用方法について検討します。	都市計画課 商工課
・ 空家・空地の適正管理を指導し、快適な市街地空間の形成を図ります。	環境保全課 都市計画課
・ 畜産試験場跡地及び周辺について、茨城県とともに利活用を推進します。	企画政策課
③景観に配慮したまちづくりの推進	
・ 自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、新たな市街地形成等の社会情勢の動向に応じて景観計画の策定を検討します。	都市計画課
・ 苗の提供や顕彰制度の充実などにより、花いっぱい運動を推進します。	生涯学習課
・ 茨城県景観形成条例を適正に運用し、大規模建築物については、景観に配慮した設計となるよう助言及び指導します。	都市計画課
・ 屋外広告物については、街並みを損ねることがないよう適正な規制・誘導を図るとともに、街の美観を損ねる違法看板の撤去に努めます。	都市計画課
④歴史的景観資源の保全と活用	
・ 伝統的な工芸の道としての景観づくりなど、地域の特性に応じて主要な道路の沿道景観を整備します。	建設課 管理課 商工課

（5）各主体に期待する役割・行動

自然・文化と調和した街並みの保全・形成に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 地区計画制度や景観計画策定の検討に参加・協力します。 ・ 沿道景観整備に参加・協力します。 ・ 花いっぱい運動への参加や緑化を実践し、周辺環境と調和した緑豊かな景観形成に協力します。
市民	・ 良好な居住環境形成及び魅力ある市街地形成のために市が行う土地利用誘導施策の主旨を理解し、協力します。 ・ 空家・空地の適正管理に努めます。 ・ 生垣を設置するなど、緑の街並みづくりに努めます。 ・ 市が行う違法看板の撤去に協力します。
事業者	・ 魅力ある市街地形成のために市が行う誘導施策の趣旨を理解し、市が行う市街地活性化事業に参加・協力します。 ・ 敷地内の緑化に努め、周辺環境と調和した緑豊かな景観形成に努めます。 ・ 屋外広告物は街並みを損ねることがないように、適正な場所に設置するとともに、街の美観を損ねる捨て看板などを設置しません。 ・ 大規模建築物等を建てる際は景観に配慮して設計します。

歴史・文化

取組方針

郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します

（１）現況と課題

本市では、笠間市文化財保護条例に基づく市指定文化財のほか、国指定、県指定の文化財を数多く有しており、その管理・保存及び保護意識の啓発が行われています。また、埋蔵文化財についても、保護意識の啓発に努めています。

また、先人から脈々と受け継いできた郷土芸能や祭りなどの地域の文化を継承するとともに、笠間焼や石材、音楽など多彩な伝統文化や芸術活動が展開されています。

市内には、茨城県陶芸美術館をはじめ数多くの文化施設があり、歴史・文化を学ぶ市民活動も積極的に行われているほか、茨城県立笠間陶芸大学校では、笠間焼をリードする人材育成に取り組んでいます。

このような地域に根付く歴史・文化の保全に向けて、遺跡・遺産の詳細な調査や文化財・伝統の保存や継承を図るとともに、市民をはじめ多くの人々が笠間の文化に親しめる環境の整備が求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

郷土の歴史･文化的資源の保全と継承に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 市内に所在する歴史的に価値のある文化財の調査を推進します。
② 郷土意識の高揚や文化財に対する保護意識の向上を図るなど、文化財の保護や活用に取り組みます。
③ 貴重な文化財の適切な保護と活用に向け、学芸員の配置や資料館等の整備・充実を図ります。
④ 市民の文化活動や世代間・地域間の文化交流など、芸術・文化事業を推進します。
⑤ 市民・事業者と協働して、芸術・文化施設等の整備・活用に努めます。

（３）環境指標

郷土の歴史･文化的資源の保全と継承に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状（H26 年度）	2020 年度（R2 年度）	2025 年度（R7 年度）	担当課
郷土の歴史・文化的資源の保全状況に対する満足度	%	33.5	↑	↑	環境保全課

▲歴史民俗資料館

▲茨城県陶芸美術館

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①文化財調査の推進	
・ 歴史的に価値のある文化財の調査研究を進め、文化財の指定に努めるとともに、民具などの民俗文化財の調査、収集に努めます。	生涯学習課
・ 埋蔵文化財が適切に保全・活用されるよう、包蔵地の調査や開発などに関する専門職員の配置を検討し、試掘調査や発掘調査の体制の確立に努めます。	生涯学習課
②文化財の保護・活用	
・ 市の文化財を公開展示し、公民館講座や学校教育における郷土の歴史や文化の学習等に活用するとともに、郷土意識の高揚及び文化財に対する保護意識の向上を図ります。	生涯学習課
・ 市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促していくため、各種文化団体の活動を支援し、ネットワークの形成に努めます。	生涯学習課
③資料館等の整備・充実	
・ 公文書を含む歴史資料等の収集・保存・活用を図るため、学芸員の配置を検討します。	生涯学習課
・ 貴重な文化財の適切な保護と活用のため、歴史民俗資料館の充実や郷土資料館（博物館）などの整備を検討します。	生涯学習課
④芸術・文化事業の推進	
・ 市民の文化活動の発表の場の充実を図るなど、学校や企業等と連携しながら、世代間、地域間などの文化交流を推進します。	生涯学習課 学務課 各公民館
⑤芸術・文化施設等の整備・活用	
・ 既存の文化施設などの適切な維持・管理と有効活用を図ります。	生涯学習課 各施設担当課
・ 市内に残る多くの寺社や歴史的建造物を結ぶ回遊性の高い観光ルートの開発に努め、既存の文化施設などを活用した連携事業に取り組みます。	生涯学習課 観光課

（5）各主体に期待する役割・行動

郷土の歴史･文化的資源の保全と継承に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 指定文化財や埋蔵文化財の調査や資料の収集に協力します。 ・ 地域の文化財や伝統芸能に対する理解を深め、その保護意識を持つとともに、保全に参加・協力します。 ・ 市民の文化活動の発表の場に参加・協力します。
市民	・ 民具を提供するなど、民俗文化財の調査、収集に協力します。 ・ 寺社や歴史的建造物の所有者は、観光ルートの開発に協力します。
事業者	・ 事業所にある歴史的民具等の展示・公開に協力します。

【快適環境】

暮らしのマナー・モラル

取組方針　誰もが快適に暮らせるまちをつくります

（１）現況と課題

本市では環境美化里親制度が実施され、公園、道路などの公共スペースについて、近隣の市民や事業者の方が清掃や美化活動を行い、地域の方々と協働でまちの美化を推進しています。実施箇所は年々増加傾向にあり、活動は広がりを見せています。

また、市では笠間市すみよい環境条例に基づいた啓発看板や広報紙等の意識啓発により、ルールの順守やマナー･モラルの向上等を呼びかけています。

一方で、本計画の改訂にあたり実施した市民環境意識調査においては、快適に暮らすためのマナー・モラルについて、最も多くの市民が不満に感じており、９割以上の市民が対策を重要視しています。また、依然として不法投棄が行われている現状があります。

不法投棄に対する監視を継続し、早期発見及び防止の啓発活動を推進するとともに、マナー・モラル違反に対して実効性のある対策の検討・実行が求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

快適に暮らせるまちの創造に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 家庭や事業所における環境意識の高揚や近隣に配慮したマナーやルールの普及を促進します。
② 不法投棄の防止や環境美化に向けて、不法投棄やポイ捨て対策を推進します。
③ 市民・事業者と協力した市内の環境美化活動を推進します。

（３）環境指標

快適に暮らせるまちの創造に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (H26 年度)	2020 年度 （R2 年度）	2025 年度 （R7 年度）	担当課
快適に暮らすためのマナー・モラルに対する満足度	%	22.3	↑	↑	環境保全課

▲不法投棄の様子

▲不法投棄防止の看板

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①近隣に配慮したマナーやルールの普及	
• 笠間市すみよい環境条例を適切に運用し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに向けて、市民一人ひとりの環境美化意識の高揚を図ります。	環境保全課
• ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーについて、広報やパンフレットを通じて普及啓発に努めます。	環境保全課
• 野焼きなど、近隣に配慮し迷惑をかけないための暮らしや事業活動におけるルールやマナーについて、広報やチラシ等を用いて普及啓発に努めます。	環境保全課
• 野焼きに関しては法律における例外規定（農業者の稲わら焼却等）についても適切に周知します。	環境保全課
②不法投棄、ポイ捨て対策の推進	
• 粗大ごみ、建築廃材等の不正な投棄といった不法投棄行為を防止するため、広報やチラシ、看板等を用いて適正な排出ルールの周知・徹底に努めます。	環境保全課
• 茨城県ボランティアU.D.監視員※など、既存のボランティアによる監視体制の拡充・強化を図るとともに、笠間市不法投棄ボランティア監視員によるパトロールの実施を推進します。	環境保全課
• 喫煙所の利用や携帯灰皿の持ち歩きなど喫煙ルールを順守し、喫煙マナーの向上に努めます。	環境保全課 （全庁）
③環境美化活動の推進	
• 各種公共施設や公園、道路等の緑化や美化活動等を地域住民がボランティアで受け持つ里親制度や笠間市都市公園グリーンパートナー制度等の活動の普及・拡大に努めます。	管理課
• 道路（側溝を含む）や河川、農業用排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動への市民参加を促進します。	環境保全課 管理課 農政課

▲市役所における禁煙看板

（5）各主体に期待する役割・行動

快適に暮らせるまちの創造に向けて、市民・事業者・来訪者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 条例の主旨を理解し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに参加・協力します。 ・ 近隣に配慮し、迷惑をかけないための暮らしのルールやマナーを順守します。 ・ 排出ルールを順守し、不法投棄は行いません。 ・ 不法投棄監視のボランティアに参加･協力します。また不法投棄や不適切なごみ排出などを発見した場合は、速やかに市に連絡します。 ・ 里親制度に参加・協力します。 ・ 道路や排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動に参加します。
市民	・ 喫煙ルールを順守し、喫煙マナーの向上に努めます。 ・ ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーを順守します。
事業者	・ 社員研修等を通じて、従業員の喫煙マナーの向上に努めます。
来訪者	・ 持ち込んだごみは自宅に持ち帰り、適切に処分します。 ・ 喫煙ルールを順守し、喫煙マナーの向上に努めます。 ・ 公共施設はきれいに使用します。

大気環境

取組方針　良好な大気環境を維持・保全します

（１）現況と課題

本市の大気環境については、光化学オキシダント以外の項目については環境基準を達成しており、概ね良好な状態であると言えます。また、野焼きに対する苦情は毎年減少しており、家庭における野外焼却等の防止に向けた取組の効果が現れています。

本計画の改訂にあたり実施した市民環境意識調査では、６割の市民が空気のきれいさやにおいに対して満足しています。

市では、大気汚染防止法に基づき、事業所への定期的な立入検査や燃料使用の適正化に向けた指導を実施して大気汚染防止を推進しています。悪臭については、悪臭防止法に基づく規制・指導のほか、発生を防止・軽減するため、定期的な農家巡回や農業者関係団体会議等における周知・指導、苦情の発生に対しては適宜工場や事業所、畜産農家等へ個別指導を行っています。

国及び茨城県においては環境基本計画において微小粒子状物質（PM2.5）対策を新たに追加したほか、光化学オキシダントへの対策強化を図っています。

大気環境を維持しさらに良くするために、本市においても光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）をはじめとする大気汚染物質について現状を把握し、広く周知することが求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

良好な大気環境の維持・保全に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 大気汚染・悪臭の防止に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
② 野焼きの防止やフロンの回収等、家庭における大気汚染対策を推進します。
③ 大気汚染防止法の順守や環境配慮型の建設機械の使用等、事業所における大気汚染対策を推進します。
④ 事業所や家庭における悪臭防止対策について推進します。

（３）環境指標

良好な大気環境の維持・保全に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状（H26 年度）	2020 年度（R2 年度）	2025 年度（R7 年度）	担当課
空気のきれいさ、においに対する満足度	%	53.7	↑	↑	環境保全課
大気汚染物質の環境基準達成率（NOx、SPM）	%	100	100	100	環境保全課

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①監視体制の整備	
・ 市民との協働によるパトロール体制づくりなど、大気汚染・悪臭（主に野焼き、工場ばい煙等）に関する監視体制の整備を推進します。	環境保全課
・ 微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染物質について、濃度が一定の基準を超える場合には注意喚起を実施するとともに、幹線道路沿い等への測定地点の追加を茨城県へ働きかけます。	環境保全課
②家庭における大気汚染対策の推進	
・ 野焼きの防止のため、家庭ごみの適正な処理方法について広報や回覧等により継続的に周知するとともに、近隣に対する配慮を促すなどの指導の徹底に努めます。	環境保全課
・ オゾン層の保護のため、家電リサイクル法に基づく有料回収ルートの周知等、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理を促進します。	環境保全課
③事業所における大気汚染対策の推進	
・ 大気汚染防止法に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化に向けた指導や普及啓発を図るとともに、定期的な立入検査や改善指導を実施します。	環境保全課
・ 農林業に伴う剪定枝等の適正な焼却方法及び使用済み農業系ビニールなどの適正処理について、定期的に区長及び農家組合を通じて回覧するなど、周知・指導の徹底に努めます。	環境保全課 農政課
・ 建設工事等における、環境配慮型の建設機械（低騒音、低振動、低排出ガス）の使用を促進します。	環境保全課
④悪臭防止対策の推進	
・ 悪臭防止法等に基づく工場、事業所における悪臭に対する規制・指導を推進します。	環境保全課
・ 畜産農家への糞尿処理施設の整備、臭気防止、ハエ発生防止のための指導及び設備投資に対する助成制度の情報提供に努めます。	農政課
・ 家庭における生活雑排水対策や浄化槽の整備・点検など、悪臭防止に関する対策や取組に関する普及啓発に努めます。	環境保全課 下水道課

（5）各主体に期待する役割・行動

良好な大気環境の維持・保全に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 市が行う大気汚染・悪臭に関する監視パトロールに協力します。 ・ エアコン及び冷蔵庫等、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に努めます。
市民	・ 家庭ごみなどは適正に処理し、野焼きは行いません。 ・ 生活雑排水の適正処理に努めるとともに、浄化槽は定期的に整備・点検します。
事業者	・ 大気汚染防止法を順守し、工場や事業所では適正な燃料を使用するとともに、立ち入り検査に協力し、改善指導に従います。 ・ 農林業に伴う焼却は適正に行います。使用済み農業用ビニール等は自ら処理せず、専門業者へ処理を委託します。 ・ 悪臭防止法を順守し、工場や事業所における悪臭防止に努めます。 ・ 畜産農家では、助成制度を活用し、糞尿処理施設の整備、臭気防止、ハエ発生防止などの対策に努めます。 ・ 建設工事等においては、環境配慮型の建設機械(低騒音、低振動、低排出ガス)の使用に努めます。

▲友部駅前商店街

▲幹線道路沿道（笠間地区）

水環境

取組方針

水環境の保全、水資源の有効利用を推進します

（１）現況と課題

本市においては、クリーンアップひぬまネットワークが実施している涸沼流域の一斉清掃活動ひぬま流域クリーン作戦や、霞ヶ浦問題協議会が実施している水質浄化キャンペーンを通じて、涸沼川及びその支流や巴川の水質浄化活動に取り組んでいます。

また、市では、水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例等に基づく立入検査を実施し、工場排水等による水質汚濁の未然防止に取り組んでいます。

しかし、市内 18 河川を対象に行っている定期的な水質調査によると、河川の有機汚濁に関する代表的な水質指標であるＢＯＤ※（生物化学的酸素要求量）について、環境基準を超過している河川があります。

水環境の保全に向けて、市民や事業者に対する水質浄化対策の普及・啓発に努めるとともに、河川の水質汚濁原因を追究するなどし、水質改善に取り組むことが求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

水環境の保全と水資源の有効利用に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 水質汚濁防止に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
② 水質汚濁防止法等に基づく規制・指導により、水質汚濁防止対策を実施します。
③ 井戸及び井戸水(地下水)の適正管理を促進します。
④ 河川及び池沼等に対する水質浄化対策を推進します。
⑤ 地域の特性に応じた適切な生活排水処理施設を整備します。
⑥ 水源かん養保安林の保全等を通じて水資源の確保に努めます。
⑦ 市民や事業所の節水意識の高揚を図るとともに、公共施設における節水行動を推進します。
⑧ 市内における雨水利用を推進します。

（３）環境指標

水環境の保全と水資源の有効利用に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (H27 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2025 年度 (R7 年度)	担当課
公共下水道※（処理人口普及率）	%	46.0	51.1	54.7	下水道課
農業集落排水施設（処理人口普及率）	%	8.1	9.8	9.8	下水道課
合併浄化槽（処理人口普及率）	%	16.3	18.5	20.3	下水道課
河川の水質環境基準達成率	%	85.5	100	100	環境保全課

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①監視体制の整備	
・ 茨城県や関係機関と協力し、河川・池沼の水質の監視・調査・汚濁原因追究の体制強化に努めます。	環境保全課
・ 水質汚濁防止法等に基づく立入検査、規制対象である事業所の排水管理状況及び水質検査結果等の確認を行うとともに、排水基準を超過した事業所については、当該法律等に基づき改善を指導します。	環境保全課
・ 河川パトロールや水路等の定期点検の強化、浄化運動を推進します。	環境保全課 管理課
②水質汚濁の防止	
・ 生活排水に関する配慮及び除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用について普及啓発に努めます。	環境保全課 農政課
・ 事業所からの未処理排水や化学物質の漏洩を防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法について指導します。	環境保全課
③井戸及び井戸水（地下水）の適正管理の促進	
・ 茨城県と協力し、井戸水（地下水）の調査の実施及び結果の公表を通じて、井戸の適正管理や井戸水（地下水）汚染に対する関心の喚起に努めます。	環境保全課
・ 笠間市安全な飲料水の確保に関する条例に基づき、市民や事業者に対し、井戸及び井戸水（地下水）の適正管理を促進します。	環境保全課
④水質浄化対策の推進	
・ クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等の活動の推進など、河川流域の自治体や市民団体等と連携し、水質浄化に努めます。	環境保全課 各支所地域課
・ 河川や池沼等の整備において、水質浄化作用のある自然植生を保全します。また地域の生態系に配慮し、ヨシ等の湿生植物を積極的に活用します。	環境保全課 農政課 建設課 管理課
・ 河川・池沼等において水質調査を実施し、調査結果及び汚濁の原因等を踏まえ、浄化設備の導入を検討します。	農政課 環境保全課
⑤適切な生活排水処理施設の整備	
・ 認可区域における公共下水道の整備を進めるとともに、事業の進捗状況等により認可区域の拡大や全体計画を見直し、効果的な整備を促進します。	下水道課
・ 事業認可区域の拡大にあわせ、管渠の整備や処理場の増設を推進します。	下水道課
・ 農業振興地域内の集落地等における農業集落排水施設の整備を促進します。	下水道課
・ 整備区域については個別訪問やＰＲに努め、水洗化率の向上を促進します。	下水道課
・ 公共下水道及び農業集落排水における汚泥の再利用について検討します。	下水道課

・ 公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、合併浄化槽の設置助成に努め普及を強力に推進するとともに、浄化槽の機能を維持するため、定期的な検査など適正な維持管理方法の普及啓発に努めます。	下水道課
⑥水資源の確保	
・ 水循環基本法に基づき、安全な水の供給に向けて飲料用地下水の水質の保全・管理を進めます。	環境保全課 企画政策課
・ 市内に所在する水源かん養保安林の保全に努めます。	農政課
⑦節水行動の推進	
・ 広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、市民や事業所への節水意識の高揚に努めます。	水道課
・ 庁舎や学校、公民館等の多くの人が利用する公共施設では、率先して節水型機器や設備の導入を推進します。	各施設担当課
・ 小中学校に対し、夏季のプール使用に伴う水の適正利用を呼びかけます。	水道課 学務課
⑧雨水利用の推進	
・ 家庭や事業所における雨水貯留施設として、雨水タンク等の設置を促進します。	環境保全課
・ 歩道や公共施設の駐車場等の整備にあたっては透水性舗装※を採用します。	資産経営課 各公共工事担当課
・ 雨水排水処理について、開発事業において適正な指導を図るとともに、都市下水路の整備について検討します。	都市計画課 管理課 下水道課

▲涸沼流域クリーン作戦の様子

▲涸沼川の風景

（5）各主体に期待する役割・行動

水環境の保全と水資源の有効利用に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 河川パトロールやクリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加･協力します。 ・ 除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用は極力控えます。 ・ 公共下水道供用開始区域及び農村集落排水の供用開始地域では、速やかに接続します。 ・ 排水施設整備が予定されていない地域では、速やかに合併処理浄化槽を設置するとともに、定期的な検査を受けるなど適正な維持管理に努めます。 ・ 水源かん養林の保全活動に参加・協力します。 ・ 家庭・事業所における節水に努めます。 ・ 雨水タンクの設置に努めます。 ・ 井戸を所有している家庭・事業所では、その適正管理に努めるとともに、井戸水（地下水）汚染に対し関心を持ち、定期的に井戸水調査を実施します。 ・ 使用済み食用油は適正に処理します。
市民	・ 環境にやさしい石けんを使用し、適正な量の洗剤を使用します。
事業者	・ 適切な設備設置や維持管理、作業方法に努め、汚濁排水を流さないように適切に処理します。 ・ 環境にやさしい石けんを販売・使用し、適正な量の洗剤を使用します。 ・ 河川整備に際し、自然植生を破壊しないよう、十分注意します。環境に配慮した工法を積極的に採用します。

▲巴川の風景

音環境

取組方針

騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します

（１）現況と課題

市では、騒音や振動の防止対策として、発生源となり得る工場・事業所の監視等を行うとともに、騒音規制法や振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例や笠間市公害防止条例等の各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の順守、公害防止対策の指導を行っています。

一方で、本市に所在する幹線道路においては、道路交通騒音に関して環境基準を超過する地点が見られます。

良好な住環境を保全するために、沿道における交通騒音対策を推進するとともに、引き続き、騒音・振動防止に向けた取組が求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

騒音・振動の低減に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 道路構造物の改善や自動車運転マナーの改善を図るなどして、交通騒音・振動対策を推進します。

② 暮らしに伴う騒音・振動対策について推進します。

③ 騒音規制法や振動規制法等に基づく規制・指導等により、事業活動に伴う騒音・振動対策を推進します。

④ 交通騒音・振動の発生抑制に向けて、計画的な土地利用を推進します。

（３）環境指標

騒音・振動の低減に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状（H26 年度）	2020 年度（R2 年度）	2025 年度（R7 年度）	担当課
家の周りの静けさに対する満足度	%	57.0	↑	↑	環境保全課
道路交通騒音の環境基準達成率	%	97.6	100	100	環境保全課

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①交通騒音・振動対策の推進	
・ 街路樹や植栽帯など緩衝地帯※の設置を推進します。	都市計画課 建設課 管理課
・ 生活道路への通過交通を抑制する交通規制・誘導について、関係機関へ働きかけます。	市民活動課
・ 高速道路、国道、県道の整備・補修時における排水性舗装※（低騒音舗装）の整備や遮音壁の設置について、関係機関へ働きかけます。	建設課 管理課
・ 新規道路整備の際には、車両通過時の騒音を低減するため、路上におけるマンホールの蓋やグレーチング（鋼材を組んだ溝蓋）の設置位置を検討します。	建設課 管理課 水道課 下水道課
・ 関係機関と連携し、自動車運転マナーに関する啓発用看板の設置やローリング防止舗装等により、峠道等における危険・迷惑走行の防止に努めます。	建設課 管理課 市民活動課
②暮らしに伴う騒音・振動対策の推進	
・ 広報等により、ピアノやカラオケなどの近隣生活騒音の防止に向けた普及啓発に努めます。	環境保全課
・ 動物指導センターなど関係機関と連携し犬のしつけ方教室を実施するなど、ペットの適切な飼い方やマナー・モラルの普及啓発に努めます。	環境保全課
③事業活動に伴う騒音・振動対策の推進	
・ 騒音規制法及び振動規制法等に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動や、建設工事における建設機械の騒音・振動について、規制・指導を推進します。	環境保全課
・ 建設工事等における、環境配慮型の建設機械（低騒音、低振動、低排出ガス）の使用を促進します。	管理課 各公共工事担当課
・ 深夜営業やカラオケ、エアコンなどにより発生する騒音に対する規制・指導を推進します。	環境保全課
④計画的な土地利用の推進	
・ 都市計画マスタープランなどの各個別計画に基づき、当該地域の特性や市街地の状況を考慮した、適正な土地利用を推進します。	都市計画課

（5）各主体に期待する役割・行動

騒音・振動の低減に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 通勤や買い物、事業活動等で移動する際は、通過目的で団地内等の生活道路には進入しません。
市民	・ 危険や迷惑となる走行はしません。 ・ 近隣に迷惑をかけないよう、ピアノやカラオケの音量は時間に配慮し、ペットの鳴き声のしつけなどを適切に行います。
事業者	・ 騒音規制法や振動規制法等を順守し、騒音や振動を発生する設備等の適切な配置・維持管理を行うとともに、深夜営業等行う際は、近隣へ迷惑をかけないよう配慮します。 ・ 建設工事等においては、環境配慮型の建設機械(低騒音、低振動、低排出ガス)の使用に努めます。

土壌・地盤環境

取組方針　健全な土壌・地盤環境を保全します

（１）現況と課題

本市では、土壌汚染や地盤沈下に関する苦情は確認されていません。

また、土壌について、本市において実施した調査の結果によると、環境基準を大幅に下回っており、良好であるといえます。

市では健全な土壌環境を守るため、農地やゴルフ場などにおける農薬の適正な使用について普及啓発するとともに、農薬・化学肥料の使用等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の普及拡大を図っています。

このような健全な土壌・地盤環境の維持・保全に向けて、引き続き、土壌汚染対策法等の法令に基づく監視・規制を継続実施することが求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

土壌・地盤環境の保全に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 土壌・地盤環境の保全に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
② 工場・事業所等における事業活動に対して土壌汚染対策法や笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく規制・指導を推進します。
③ 事業所や家庭における農薬使用に関して、関係機関と連携した適正な農薬使用を促進します。

（３）環境指標

土壌・地盤環境の保全に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (H26 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2025 年度 (R7 年度)	担当課
土壌汚染の環境基準達成率 (地下水及び土壌のダイオキシン類※)	%	100	100	100	環境保全課

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①監視体制の整備	
・ 土壌・地下水等の監視体制の整備・充実を図るとともに、関係機関と連携し、調査を実施し、結果を公表します。	環境保全課
②法令に基づく規制・指導の推進	
・ 土壌汚染対策法に基づき工場・事業所等における土壌の汚染防止に関する規制や指導を推進します。	環境保全課
・ 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき、適正な埋立ての指導に努めます。	環境保全課
③適正な農薬使用の促進	
・ 関係機関と連携し、減農薬や減化学肥料栽培を推進します。	農政課
・ ゴルフ場等における適正な農薬の使用を要請します。	環境保全課
・ 茨城県へ農薬販売業者に対する適正な農薬使用の指導を要請するとともに、市民に対する農薬の適正使用、処分に関する指導を行います。	農政課
・ 制度変更等により使用できなくなった農薬を農薬販売業者に処理を依頼するよう農業従事者や家庭に働きかけます。	農政課

（5）各主体に期待する役割・行動

土壌・地盤環境の保全に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 制度変更等により使用できなくなった農薬の処理について、速やかに農薬販売業者に依頼します。 ・ 市等が行う土壌や地下水等の調査に協力します。
市民	・ 家庭菜園や庭木の手入れなどでは、農薬や化学肥料の使用を控えます。
事業者	・ 農業従事者は、減農薬・減化学肥料栽培に努めます。 ・ ゴルフ場等では、適正に農薬を使用します。 ・ 農薬販売業者は適正な農薬販売に努めます。農業従事者は農薬に関する正しい情報を持ち、適正な農薬使用に努めます。 ・ 土壌汚染防止法を順守し、工場や事業所では土壌汚染の防止に努めます。 ・ 埋め立て等を行う際には、条例を順守し、適正に行います。 ・ 敷地内の緑地を管理する際は、適正に農薬を使用します。

有害化学物質

取組方針　有害化学物質から健康を守ります

（１）現況と課題

市では、ダイオキシン類等の有害化学物質に関して、廃棄物処理施設からの排出ガスや地下水等の測定結果を確認し、排出基準及び管理目標の達成状況について監視しています。

また、大気汚染防止法に基づき、アスベスト※を含有する建築物等の解体工事等を実施する事業者に対しては、大気中へのアスベストの飛散防止対策の徹底や、適正な処理方法を指導しています。

放射性物質については、小中学校及び公共施設等において空間放射線量率の測定を実施し、情報メールやホームページでの測定結果の公表を通じて、市民の不安低減に努めています。

安心・安全な生活空間の維持・保全に向けて、有害化学物質及び放射性物質について、引き続き発生抑制・拡散防止及び情報提供に取り組んでいくことが求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

有害化学物質対策に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 有害化学物質について、関係機関と連携した情報収集・提供体制を整備します。
② 大気汚染防止法に基づきアスベスト飛散防止対策を推進するとともに、除草剤や害虫駆除剤、事業活動に使用する薬品や建材等の化学物質の適正使用・適正管理を促進します。
③ 空間放射線量率の常時監視や適切な情報提供、市民の不安解消等、放射性物質に対する対策を推進します。
④ 廃棄物処理におけるダイオキシン類対策を推進します。

（３）環境指標

有害化学物質対策に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状（H26 年度）	2020 年度（R2 年度）	2025 年度（R7 年度）	担当課
有害化学物質対策に対する満足度（ダイオキシン類等の拡散防止、情報共有など）	%	31.3	↑	↑	環境保全課
ダイオキシン類の排出基準達成率	%	83.3	100	100	環境保全課

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①情報収集・提供体制の整備	
・ 有害化学物質等の情報を収集し、市広報やホームページを用いて市民へ情報を提供します。	環境保全課 健康増進課 秘書課
・ 新たな環境問題に関する情報の収集体制を整備します。	環境保全課

②化学物質の適正使用・適正管理の促進	
・ PRTR 法※に基づき、事業者に対する化学物質の適正管理や適正使用について指導に努めます。	環境保全課
・ 除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用の普及啓発に努めます。	環境保全課 農政課
・ 学校などの公共施設や住宅などの民間施設における安全な建材使用、アスベスト、ホルムアルデヒド※対策等について情報提供に努めます。	資産経営課 都市計画課 学務課 環境保全課

③放射性物質に対する対策の推進	
・ 市内全域における空間放射線量率の監視や水道水等の放射性物質測定を行うとともに、測定結果を公表します。	環境保全課 総務課
・ 国・茨城県と連携し、放射性物質汚染対処特措法に基づいた放射性物質の除染や除去土壌等の適切な処理を推進します。	環境保全課 総務課
・ 国・茨城県が実施する環境放射線の常時監視の測定結果や、原子力及び放射線等に関する正しい知識等について情報提供に努めます。	環境保全課 総務課
・ 放射線簡易測定器の貸出しを行うとともに、放射線量低減に向けた除染方法や原子力アドバイザーに関する情報等の提供を行い、市民の不安解消に努めます。	環境保全課 総務課

④ダイオキシン類対策の推進	
・ エコフロンティアかさまや環境センターをはじめとする廃棄物処理施設等の適正管理やダイオキシン類対策の徹底、排ガスに含まれるダイオキシン類の定期調査の継続実施を要請します。	環境保全課
・ 廃棄物処理法に基づき、野焼きや焼却炉の使用に関する規制を順守するよう指導を強化します。	環境保全課 農政課

（5）各主体に期待する役割・行動

有害化学物質対策に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 新たな環境問題に関する正しい知識を得て、日常生活や事業活動に活かします。 ・ 除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用はできるだけ控えます。
市民	・ 住宅を新築、改築する際などは、安全な建材使用（ホルムアルデヒド対策等）に留意します。 ・ 家庭ごみや庭木の剪定枝などは適正に処理し、野焼きは行いません。
事業者	・ 事務所や工場などを新設、更新する際などは、解体建築物の適正処理（アスベスト対策等）や、安全な建材使用（ホルムアルデヒド対策等）に留意します。 ・ 化学物質を扱う事業所では、化学物質を適正に管理・使用します。 ・ 廃棄物処理施設等の維持管理やダイオキシン類対策を徹底するとともに、排ガスに含まれるダイオキシン類の定期調査を継続して実施します。 ・ 農林業に伴う焼却は適正に行い、原則として廃棄物処理法で定められた基準以外の焼却炉での焼却や野焼きは行いません。

▲笠間市環境センター

▲エコフロンティアかさま

環境管理・公害防止

取組方針　環境汚染や公害を未然に防ぎます

（１）現況と課題

市に寄せられる公害苦情は、悪臭や騒音に関して多い傾向にあります。特に悪臭や騒音などは感覚公害と呼ばれ、直接的に人間の感覚を刺激し、人体に対して、心理的影響を与えることから、一般的にも苦情件数の多い公害の一つです。

また、土壌汚染や地盤沈下に関する苦情は寄せられておらず、近年では公害に関するほとんどの項目で苦情件数が減少傾向にあります。

笠間市公害防止条例に基づく立入調査等の実施を通じて公害発生の未然防止に努めるとともに、寄せられた公害苦情に対する適切な指導や対策の実施など、迅速な対応が求められます。

（２）施策展開の方向性／主要施策

環境汚染や公害の防止に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

① 調査や規制・指導、苦情に対する相談窓口等、関係機関と連携した公害防止・環境管理体制を整備します。

② 環境保全に取り組む事業者・団体への支援体制の整備・充実を図ります。

（３）環境指標

環境汚染や公害の防止に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状（H26 年度）	2020 年度（R2 年度）	2025 年度（R7 年度）	担当課
苦情件数	件	296	↘	↘	環境保全課

（4）行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①公害防止・環境管理体制の整備	
・ 測定機器の整備や職員の育成など、監視・調査の体制強化に努めます。	環境保全課
・ 茨城県と協力し、事業所への立ち入り調査を実施し、発生源に対する規制や指導の強化に努めます。	環境保全課
・ 公害苦情に対する迅速な相談体制の整備に努めます。	環境保全課
・ 笠間市公害防止条例及び公害関係法令に基づき、事業者に対し公害未然防止に向けた指導等を行うとともに、特に必要と認めるときは、事業者と公害の防止に関する協定を締結し、公害の未然防止を図ります。	環境保全課
②事業者・団体への支援体制の整備・充実	
・ 環境保全活動を行う団体等に対する支援の継続に努めます。	環境保全課
・ 商工会や事業者団体と連携し、中小企業や個人事業者に対する公害防止設備・機器の導入に関する情報や環境マネジメントシステム※に関する情報提供など、継続的な支援に努めます。	環境保全課 商工課
・ 環境保全の取組に関する事業者間の情報交換や交流などの推進、支援に努めます。	環境保全課 商工課

（5）各主体に期待する役割・行動

環境汚染や公害の防止に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	・ 公害に関する正しい知識や情報を得て、日常生活や事業活動に活かします。
市民	・ 公害苦情や環境問題に関する意見や相談がある場合は、市に伝えます。
事業者	・ 法令を順守するとともに、茨城県や市が行う立ち入り調査に協力します。 ・ 公害防止上の必要性があれば、速やかに公害防止協定を締結します。 ・ 公害防止設備・機器の導入に関する情報や環境マネジメントシステムに関する情報の収集に努め事業活動に活かします。 ・ 環境保全の取組に関する事業者間の情報交換や交流に努めます。 ・ 公害防止の設備・機器の導入に努めます。